

節水型トイレ設置費補助金

～申請手続きの流れ～



申請者

① 節水トイレ交換工事の検討

- ◇複数の業者から見積もりを取り、工事業者の対応を含めて比較し、納得できる工事業者と契約しましょう。
- ◇申請者本人が節水型トイレ設置工事を行っても問題ありませんが、この場合、工事費用は補助対象となりません。



申請者

② 工事・補助金申請のスケジュール

- ◇**工事の着工前**の事前申請が必要となります。
- ◇工事着工の**5日前**までに必要書類を揃えて事前申請を行い、補助金の申請を行う年度の2月末日までに工事が完了し、同年度の3月末日までに完了報告が行えるよう、スケジュールを立ててください。
- ※完了報告書の提出期限は、当該工事に係る補助対象経費の支払いを完了した日から概ね30日以内です。



申請者

③ 申請書・添付資料の作成

- ◇申請書を作成し、必要資料を準備してください。
- (申請書および添付書類の作成は、代理の業者等が行っても構いませんが、区役所は申請者と業者との間に生じた問題等には関与できません。また、業者等とは緊密に連絡が取れるようにして下さい。)



申請者

④ 申請書等の提出

- ◇**工事着工の5日前までに**、必要書類を全て揃えてご提出ください。
- ◇環境政策課窓口へ持参、郵送でご提出ください(代理人による提出も可)。
- ※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。



区役所

⑤ 受付・内容審査

- ◇受付順に内容の審査を行います。不明な点は、区役所から電話等でご連絡する場合があります。また、審査の結果、要件を満たしていない場合は一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。



区役所

⑥ 補助金交付決定通知書の送付

- ◇補助金交付決定通知書を、申請者ご本人宛に送付します。
- ◇申請受付後、**1～2か月程度**で通知書をお送りします。



申請者

⑦ 工事の着工

◇補助金交付決定通知書の送付前でも、工事の着工は可能です。

※ただし、内容審査時に不足書類等があった場合は、追加で依頼する場合がありますのでご了承ください。

★工事の内容に変更があった場合★

変更届の提出が必要となりますので、速やかに環境政策課へご連絡ください。

例：工事の機種や工事箇所を変更した、見積時から金額が変更になった、工事を中止した等



申請者

⑧ 工事完了後、完了報告書・添付資料の作成

◇工事完了後、完了報告書を作成し、必要資料を準備してください。



申請者

⑨ 完了報告書等の提出

◇当該工事に係る補助対象経費の支払いを完了した日から概ね30日以内に、必要書類を揃えてご提出ください。

◇環境政策課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください（代理人による提出でも可）。

※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※「⑫補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出」で再度のご提出が難しい場合は、補助金交付請求書兼口座振替依頼書も併せてご提出いただいても構いません。

◇完了報告書裏面のアンケート調査も、忘れずご記入ください。



区役所

⑩ 完了報告受付・内容審査

◇完了報告書受付順に内容の審査を行います。不明な点は、区役所から電話等でご連絡する場合があります。また、審査の結果、要件を満たしていない場合は一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。



区役所

⑪ 補助金交付額確定通知書及び補助金交付請求書兼口座振替依頼書の送付

◇補助金交付額確定通知書を申請者ご本人宛に送付します。

◇同封している「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」をご記入の上、環境政策課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。



申請者

⑫ 補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出

◇「⑨完了報告書等の提出」の段階で既にご提出いただいている場合は、提出不要です。



区役所

⑬ 補助金の交付

◇ご提出いただいた、「口座振替依頼書」に記載の口座へ、振り込み手続きを行います。



申請者

⑭ 補助金の振込確認

◇振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。

（通帳には「カンキョウセイサ アダチカイケイカンリヤ」と印字されます。）

◇振り込みには、補助金交付額確定通知書の送付後、**2～3週間程度**かかります。